



地域で暮らす重度知的障害者と社会参加を支援する
職員との『ぶつかりあい』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古井, 克憲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003189

「地域で暮らす重度知的障害者と社会参加を支援する職員との『ぶつかりあい』」

大阪府立大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程

古井克憲

I. 研究目的

本研究では、重度知的障害者の社会参加、地域生活支援を実践している組織の文脈と、その文脈のなかで支援職員が解釈や意味づけをして行っている重度知的障害者との「ぶつかりあい」との関連について事例検討を行い、社会参加を支援することに関して考察する。

重度知的障害者であるということを本稿では、次の4点で暫定的に言及することとする¹⁾。①知能指数の判定が、おおむね35以下である。②日常生活動作（食事、排泄、入浴、移動など）に多くのまたは何らかの介助を要する。③コミュニケーションが困難であり対人関係を結びにくい。④「多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動」をすることがある。

1970年代頃から、わが国でもノーマライゼーションの理念が注目されるようになった。最近では2003年に、支援費支給制度の実施や新障害者基本計画の履行など知的障害者の地域生活支援や社会参加に向けて、制度政策面での変化が注目されている。

しかし重度知的障害者のほとんどは、家庭や居住型施設といった限られた空間で暮らしていると思われる。それらの場で共通してケアの担い手が最優先課題として問題化するのは、「パニック」や「自傷」、「こだわり」などと表現されている、彼らの行動を発端としたトラブルや問題状況であろう。重度知的障害者の行動をめぐるトラブルや問題状況は、ケアの担い手の負担を増幅したり、重度知的障害者の参加や活動を制限したりする要因となるからである。トラブルや問題状況が顕在化する重度知的障害者の行動を問題行動や強度行動障害と表現し、その行動の解釈及び分析、アプローチに関して機能的に論述されている社会福祉分野での研究はみられる。これらの研究では、

トラブルや問題状況を重度知的障害者の行動のみを起因とするものではなく、問題状況にならない状況を家族や支援職員が設定することが重要視されている。しかし、限定された場での重度知的障害者の問題行動をいかにして軽減するかが実践及び研究双方において共通の目的とされている²⁾。このような状況で、現在すでに地域生活を継続している重度知的障害者の日常や彼らの社会参加を目標とする支援の内実には焦点化した研究は少ない。

したがって制度政策面での変化が先行して議論されているなか、現状において重度知的障害者が、支援職員によるどのような解釈や意味づけのもと、どのような支援を受けて地域での暮らしを送っているのか、トラブルや問題状況が顕在化するゆえに限定された場で暮らしていると思われる彼らが、社会参加の内容となる暮らしの幅をどのように広げていっているのかに接近することは意義があると考えらる。

社会参加 (social participation) は、さまざまな状況として捉えることができる。中野 (1996:154-157) は、障害者が「より主体的に自分の生活を創りあげていくという過程」で社会参加を捉えており、その一步として、生活の幅を広げるための「外出」が重要であるとしている。それゆえ、重度知的障害者が生活の幅を広げるため地域に外出すること (community access) を本稿では暫定的に社会参加と規定する。しかし上記で言及した重度知的障害者は、支援職員による意識的な働きかけがなければ自分の生活を創り上げていくこと、および暮らしの幅を広げるために外出することが困難なため、日常の暮らしのなかで常時の継続した支援を計画して実践していくことが必要であり、そのことが近年論証されている (Jones, Edwin, Jonathan Perry, Kathy Lowe, et al. 1996=中野監訳・編 2003)。

これらのことから、本研究では参与観察中心のフィールドワークを用いる。フィールドワークとは、箕浦 (1999:3-4) によれば、「人と人との行動、もしくは人とその社会および人が創り出した人工物との関係を、人間の営みのコンテクストをなるべく壊さないような手続きで研究する手法」であり、本研究の重度知的障害者の暮らしに接近するという問題意識に合致するといえる。したがって、重度知的障害者の暮らしの幅を広げることを重視しているNPO法人「Aの会」の「B作業所」でフィールドワークを実施し、Aの会の実践の

「地域で暮らす重度知的障害者と社会参加を支援する職員との『ぶつかりあい』」(古井)

文脈と、重度知的障害者の行動に対する支援職員の行為とその解釈や意味づけに着目した³⁾。

そのなかでB作業所のスタッフは、メンバーの参加や活動を制限する要因となるトラブルや問題状況が顕在化する行動に対し、スタッフのとりアプローチを「ぶつかりあい」と表現して、解釈や意味づけをしていた。その際スタッフは、B作業所を含むAの会の「障害児・者の社会参加を積極的にすすめる」という理念に基づき、メンバーひとりひとりの生活の幅を広げる実践の文脈のなかで「ぶつかりあい」を捉えていた。ゆえに本稿では調査結果として、第1にAの会の活動を示す。第2に、B作業所での「ぶつかりあい」について提示する。

そして最後に、上記2点の調査結果をもとに、B作業所を含むAの会の活動の文脈で「ぶつかりあい」がスタッフによってどのように解釈、意味づけされているのかをまとめ、重度知的障害者の社会参加を支援することについて考察することにしたい。

II. 研究方法

1. 調査方法

本調査では、佐藤(1992:129-135)が説明している「広い意味での参与観察(①社会生活への参加、②対象社会の生活の直接観察、③社会生活に関する聞き取り、④文書資料や文物の収集と分析、⑤出来事や物事に関する感想や意味づけについてのインタビューの5項目が含まれている参与観察)」を行った。B作業所では、実習生としてエントリーし、メンバーやスタッフと仕事をしながら、彼らの日常を観察した。また、B作業所で起こる出来事や物事に関する感想や意味づけについて、およびAの会の実践の歴史に関する事実関係について、仕事時間(9:00~16:00)の前後、スタッフに随時のインタビューを行った。スタッフへのインタビューは、「『教えてもらう』『アドバイスを受ける』という表現がふさわしいとされており、データ収集と分析を同時並行する場合に使用される」と論じられている、インフォーマル・インタビュー(佐藤 1992:159-164)を採用した。さらに、Aの会が公式に作成

している文書とB作業所に保管されているメンバーに関する文書を読んだ。それらから得た情報をデータとして実習終了後、帰宅途中にメモをとり、帰宅後パソコンを使用してフィールドノートを作成した。フィールドノートの記述については、Emerson et al. (1995=1998) を参照した。

調査期間は、2001年6月から2002年5月までの約1年間、基本的に週1回のペースで約60日（1日の調査時間は平均して8:30～18:00までの9時間30分）であった。なお、調査期間中から現在も、ホームヘルパー及びガイドヘルパーとして、またスタッフの学習会などへの参加者として、筆者はAの会でのフィールドワークを継続して行っている。

2. データ分析・提示方法

本研究では、以下のように事例分析を行う。

はじめに、「Aの会」の活動の文脈に関しては、フィールドノートからそのことについて記述している箇所を選び出し、整理した。

つぎに、本研究で焦点を当てるB作業所での「ぶつかりあい」のプロセスに関して、下記3点の分析を行ない、個別事例を説明するための枠組みを作った。その際、本研究では、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（木下 1999）のオープンコーディングの方法を参照した。

①B作業所のスタッフが、メンバーの行動を指摘している場面をフィールドノートから選び出し（107ヶ所）、一文ごとに概念を生成する。

例）「dさんは、（中略）aさんの頭をつねった」：概念「他者に攻撃する」

②スタッフがメンバーの行動を指摘している場面から、B作業所でトラブルや問題状況が生じた場面を選び出し、①で生成した概念のなかから、上位概念を生成する。

例）「他者に攻撃する」「暴れる」「泣き叫ぶ」などの上位概念：〔感情爆発・負の感情表出〕

③②で生成された概念を「行動」のカテゴリーとし、「ぶつかりあい」に関するスタッフへのインタビューより分析した結果から抽出した概念を「認知」のカテゴリーとして分類し、図示・文章化する。

例）行動：〔メンバーが拒否した〕，認知：〔スタッフ個々人がこれまで生きてきたなかで築きあげてきた価値規範〕

「地域で暮らす重度知的障害者と社会参加を支援する職員との『ぶつかりあい』」(古井)

調査結果を提示する際、スタッフからのインタビュー結果を直接引用する場合は、「」で括る。さらに、上記①②③の分析から、生成したコアカテゴリーについては〔〕で括って提示することとする。そして、B作業所での「ぶつかりあい」を分析結果から規定したうえで、個別事例を紹介し、そのことに関してインタビューしたスタッフの解釈や意味づけを提示して検討する。

なお、調査実施に当たって、また調査結果を分析して報告することに関して、メンバーからの承諾を得ることは困難であるので、スタッフからの了解を得ている。事例を提示する際、メンバーのプライバシーにじゅうぶん配慮して記述した。

Ⅲ. 調査結果(1) 「Aの会」の活動

Aの会は、1979年に現在B作業所のスタッフであるCさんやDさんらを中心に「障害児・者の社会参加を積極的にすすめる」ことを目的として発足した。それから現在に至るまで、メンバーの地域生活を包括的に支援する枠組みとして、働く場である小規模作業所(4ヶ所)、生活する場であるグループホーム(5ヶ所)、余暇活動の支援をするガイドヘルパーの派遣センター(1ヶ所)をZ市に対する運動によって構築してきた。そのことについて、Cさんは「生活する、働く、余暇活動の3つがセットになるとだいたいうまく行くだろうということが分かってきた。」と語った。さらに、近年では第3者機関として知的障害者人権擁護協議会(人権クラブ)を発足し、メンバー個人に個人将来計画を策定するといった取り組みがなされている。以下、それらの枠組み構築過程に伴うメンバーの変化やCさんとDさん、メンバーの親の解釈や意味づけの変化について説明する⁴⁾。

発足当初からAの会では、集団で旅行やキャンプ、レクリエーションなどの活動が盛んに行なわれ、それらの活動から、メンバーの動きが活発になり、意志がはっきりしてきたとCさんやDさんは感じるようになった。しかしメンバーの親にとっては、彼らとの関わりがやりにくくなり、地域でのトラブルや問題状況も多くなってきた。そのことに加え、親が将来メンバーを介護することが難しくなってくる。そのような理由で、CさんとDさんたちはグルー

プホームを設置した。そして、1ヶ所目のグループホーム開所とともに、Aの会は自主的なガイドヘルパー派遣を始めた。グループホームの開所やそれと同時にガイドヘルパーの派遣を始めたことで、Dさんは「作業所と家との往復では考えてもみななかった変化がメンバーに見られた」といった「気付き」があったと言う。また、メンバーの親もグループホームにわが子を入居させるとき、他人に預けることができるだろうか、ひとりで独立した個室で眠れるだろうか、という複雑な思いがあったが、親の心配をよそに、メンバーがグループホームでの暮らしに慣れていったそう。

しかし、家庭や作業所といった限られた空間でのメンバーをめぐるトラブルや問題状況は、グループホームへの入居、ガイドヘルパーの利用に伴い、地域でも顕在化することになる。外出中に「パニック」が起こり、子どもを突き飛ばしたり、物を壊したりする。電車やバスで他の人が座っているのに押しのけて座るといったマナーを守らないことなどもある。作業所やグループホームを無断で出て行き、行方不明になるといった心配や危険なこともある。しかし、Aの会は「(メンバーが)どんなことをしても地域で暮らす」ということをスタッフの共通認識としている。

グループホームへの入居、そしてメンバーの年齢が「20歳を越えたこともありメンバーを自立した個人とみなす」として、家計をメンバー個々人に独立させ、現在では障害基礎年金や特別障害者手当、(申請が許可されれば)生活保護で地域での暮らしが成り立っている。さらに、メンバーには常時の継続した支援が必要であるため、スタッフのみでは限界がある。それゆえ、グループホームには多くのヘルパーが出入りしている。現在では、グループホームのバックアップを受け、ヘルパーを利用してひとり暮らしをしているメンバーもいる。このようなことから、Cさんは「この活動はヘルパーをしている学生さんで成り立っている」と言う。以上のことより、メンバーが親と離れて地域で暮らす、社会参加をしていくためには、スタッフだけではなくヘルパーなどとの対人関係から成り立つ、「自立を豊かな人間関係と捉える」といったAの会の自立観が作られるに至った。

「地域で暮らす重度知的障害者と社会参加を支援する職員との『ぶつかりあい』」(古井)

IV. 調査結果(2) B作業所でのメンバーとスタッフとの「ぶつかりあい」

ここでは、上記で提示したAの会の実践の拠点とされていたB作業所でのスタッフとメンバーとの「ぶつかりあい」について調査結果を提示する。

1. 「B作業所」のプロフィール

小規模作業所は、経営形態も多様であり、無認可の未法定施設である。B作業所は、1987年に普通中学校を卒業したメンバーの仕事や日中活動の場として開所され、3階建ての一軒家を作業スペースに改築して使用している。作業所の周囲には家屋が建ち並んでいる。プログラムは内職仕事中心で設定されている。運営費は、Z市から補助金が支払われているものの「スタッフの給料を支払うのに精一杯」の額であり、「月1万円の給料を支払ったり、パートさんやアルバイトにお給料を払うとなると赤字ギリギリ」だとEさんは言っていた。メンバーの数は11名(男性10名、女性1名)、スタッフの数が3名(男性1名、女性2名)である。同法人の会員である女性2名も日中はB作業所を利用している。メンバーは、10年以上この作業所に通所している者がほとんどである。(表1参照)

表1 B作業所のスタッフとメンバーの概要

①メンバーの概要(*…療育手帳での判定)

名前	年齢	性別	居住場所	障害の程度*	障害の種類や重複する障害
a	34	男	グループホーム	最重度	自閉症
b	28	男	グループホーム	重度	ダウン症
c	26	男	グループホーム	最重度	心臓疾患
d	34	男	グループホーム	重度	自閉症、強度行動障害
e	27	男	グループホーム	最重度	
f	32	男	グループホーム	最重度	自閉症
g	27	男	ひとり暮らし	重度	自閉症
h	26	男	グループホーム	最重度	自閉症
i	32	男	ひとり暮らし	重度	構音障害
j	24	男	グループホーム	最重度	自閉症
l	27	女	母親と同居	最重度	四肢麻痺、呼吸障害、全盲
k	27	女	ひとり暮らし	重度	骨格形成不全
m	17	女	両親と同居	不明	

②スタッフの概要

名前	年齢	性別	B作業所への入職	前職
C	50代前半	男	1987年から	知的障害児通園施設職員
D	50代前半	女	1987年から	知的障害児通園施設職員
E	30代前半	男	1993年から	大学卒業後入職

2. B作業所の援助観：「必要な支援はしなければならない」

〔B作業所の援助観〕は以下のとおりである。「2001年B作業所のサービスをよくする会議」の議事録には、次のようにB作業所の現状と今後の課題について記述されていた。

年齢、体力から考えて生活、余暇・文化活動を分離している当会のあり方から見て、作業所で仕事をする位置付けは大切にしたい。今後、体力、働く意欲の衰えに合わせて、個々のメンバーに合わせた日中活動を考える必要があると思われる。スポーツ、陶芸、音楽、文化活動等いろいろあるが、メンバーの異なるニーズにひとつの作業所で対応できるのかどうか、また新たに利用できる社会資源が身近にあるのか、人的支援が十分行なえるのかが課題である。

またB作業所という限られた場では、「空間と人とのバランス」が常に問題となっている。メンバーの出す「騒音」が他のメンバーの不快な刺激となり、他者を攻撃したり、物を壊したりといったトラブルの連鎖反応があった。「環境の一定化が必要、構造的に個人の空間を作るといった無刺激なところがいいがそれは難しい」「自閉の方、自傷他害をするような人は、秩序を一定にすることが有効」とCさんはメンバーの障害特性に適した援助方法を理解したうえで「今、個別のケアについて行なっていますが、どういう環境、接し方、ケアを考えて、改善方法を探しているがうまく行きませんねー」と内実を語った。

B作業所には、メンバーが好む本や音楽のCD、テレビ、ビデオ等を置くなどの配慮がなされている。また、B作業所は、「もともとはメンバーの話を

聞く場」であることから、仕事中でも「調子が悪い」メンバーの話を知るといったこともなされていた。Eさんは「(メンバーが)何を分かっているか、何が分かっているかを知っていなければならない。必要な支援はしなければならない。」と言う。

3. メンバーとスタッフとの「ぶつかりあい」

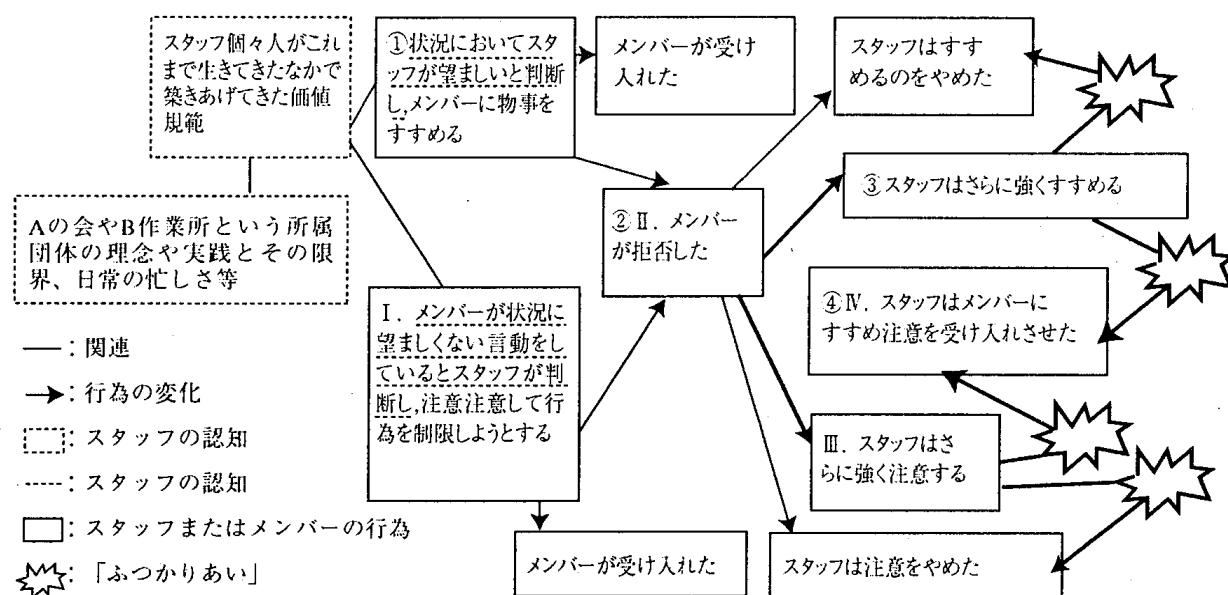


図1 B作業所におけるメンバーとスタッフとの「ぶつかりあい」のプロセス

個別事例を提示する前に、B作業所におけるメンバーとスタッフとの「ぶつかりあい」を説明する枠組みを図1に提示する。分析結果から「ぶつかりあい」には、〔スタッフがメンバーに注意して行為を制限する〕場合と〔スタッフがメンバーに物事をすすめる〕場合の2つのプロセスがあった。図1において、スタッフのすすめや注意を〔メンバーが拒否した〕としても、さらにスタッフは、〔すすめる〕、〔注意する〕ことを繰り返してすることがある。その際、メンバーは〔感情爆発・負の感情表出〕（泣き叫ぶ、暴れる、座り込んで動かない、他者に攻撃をする、物品を壊す等）をする。それには〔メンバーの健康状態や行動パターン、欲求等〕が関連している。そのことに関してCさんは「身体的なもの（苦痛）があって、精神的なもの（苦痛）があって、状況で表出する」と言う。しかしメンバーが激しく感情を爆発させたり、負の感情表出をしたりしたとしても、スタッフは毅然として受け入れるよう

にすすめや注意を続けていた。そのような場面を「ぶつかりあい」とB作業所のスタッフは表現していた。ゆえに上記の分析結果から、「ぶつかりあい」という概念を次のように規定する。「ぶつかりあい」は、その場の状況やメンバーの行動に対するスタッフの価値規範に基づいた判断に伴う、すすめる、注意するという行為に対して、メンバーが拒否して感情爆発・負の感情表出をしたとしても、スタッフが繰り返すすめる、注意することである。フィールドノートでメンバーとスタッフとの「ぶつかりあい」を記述していた箇所は28ヶ所（注意して制限を加える場面16ヶ所、物事をすすめる場面12ヶ所）であった。参与観察中、約2日に1回の割合で「ぶつかりあい」が起こっていたことになる。

（1）スタッフがメンバーに注意して行為を制限する場合の「ぶつかりあい」

まず、図1のⅠ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳのプロセスをたどる〔スタッフがメンバーに注意して行為を制限する〕場合の「ぶつかりあい」について事例を提示する。

（事例1）2002年5月21日 13:30ごろ

「iくんはこの時間いつでもそうですわ。今日も1階から2階に上がってこないと思ってましたけど、上がってきたんで仕事をしたらこう（「ぶつかりあい」）になりましたわ。」

しばらくしたあと、Cさんが「i（名前）—もうできるかあ—」と1階に向かって声をかけると、iさんは2階に上がってきた。Cさんは再度「袋をやぶらずにいらしてください」と言うと、iさんは「うん」とうなずいたものの、袋をやぶってTシャツに値札をつけた。Cさんがそのことを注意すると、だんだん感情をエスカレートさせて、iさんはCさんに押し迫った。iさんは、Cさんの肩を手でつかんで背中をたたいた。

「仕事をしたいんですか。」とCさんが聞くと、iさんは「うん」と答えた。袋をやぶって値札をつけると仕事にならない、そう判断したのか、「ごめんやけどやめとこう」と値札をiさんから取りあげた。

Cさんは、私に値札を渡し、iさんがあまりに激しく迫ってきたので、それまでは「やめてください」と穏やかな口調で注意していたが、大きな声で「やめなさい、やぶったのは誰がしたんだ、やぶったのは誰だ、答えなさい。」と怒りをあらわにして、iさんに詰め寄っていった。iさんは、泣きわめきながら床に座った。

dさんは、いつもの場所でいすに座り、耳をふさいでいた。カードにフックをつけるという仕事をしていたeさんは、iさんとCさんの様子を見ていた。aさんは、

そちらの方は見ずに、フックをつけていた。dさんが立ち上がった。iさんの泣き叫ぶ声に不快感を感じたため、1階か3階に行くのかなと私は思っていたが、iさんの方に近寄り、床の上に座っているiさんの足を踏みつけ、頭をかもうとした。

Cさんがiさんからdさんを引き離すと、dさんは空のダンボール箱の中におしりからはまってしまった。 iさんは、再び泣き出し大声をあげて商品のTシャツが置かれている机の上を袋がやぶれそうになるほど、手のひらで「ドンドン」叩いた。

dさんは、iさんに攻撃をしたあと、いつもの場所に戻る途中に座っていたaさんの頭をつねった。 Cさんは、「dくん」と注意して、いつもの場所にdさんをもどるようにした。dさんにつねられ、aさんは「わおー」と甲高い声をあげたが、座っていた。Cさんは「古井さん、Dさん呼んでください」と言った。Dさんと呼ばびに行くため私が階段を下りようとしたとき、Dさんは2階に上がってくる途中であった。

Cさんに「大丈夫ですか」とDさんが声をかけると、Cさんは「dくんが反応したんでね」と答えていた。そのあと、Dさんはiさんを1階に連れて行った。1階でもiさんが泣き叫んでいたのか、2階までその声が聞こえてきた。しばらくすると静かになった。(下線部分は図1に至るまでの分析過程で注目した箇所である。)

この事例では作業所での仕事で失敗を重ねるiさんにCさんが注意した際に起こった「ぶつかりあい」である。さらにその場面で起こる音が刺激となりdさんが他者に攻撃し、Cさんがdさんの行動に制限を加えている。上記の事例のような他者と同じ空間で同じ時をすごす際、他者に不快感を与える声の表出(iさん、jさん)や他者に攻め寄ったり攻撃したり(dさん、iさん)する、物品を壊す(aさん、dさん)といった行為は、自他ともに危険な状況を招くおそれがある。またB作業所は障害者が仕事をするという理念からそれが遂行できない(1さんを除く全てのメンバー)ときは、注意して行為を制限する必要があると考えられている。B作業所で「ぶつかりあい」になるおそれがあるかどうかに関わらず、メンバーの行為を制限する基準に関して、Cさんに聞いた。

私：「制限の基準って言うのはあるんですか。」

Cさん：「それはスタッフ(個々)の判断でしょうねー。メンバーにとって他のメンバーが仕事ができないという状況になると、ドンドン言う人や声を出す人を排除するべきだと思うが、そうもいきませんわねー。メンバーさんの閾値が少ないんでしょうねー。ちょっと怒ったり、そういう雰囲気だったらもうあきませんわ。」

iさんはうるさかろうと仕事ができる、hさんは飛び跳ねるけど仕事ははやい、そういうことではないんですね。スタッフがそれぞれ仕事ができないと感じたときですね。制限するのは、スタッフの寛容さというのか、全体的にはまずいと思いますね。」

私：「スタッフが寛容ということですか。」

Cさん：「そうですね。私たちの判断、認めでは我慢している人も多いでしょうね。メンバーが怒っている時間の幅によっても違いますしね。（中略）今は、他のメンバーさんが不愉快を感じてたらスタッフがとめるっていうレベルですね。昔はもっと体を大きく揺らす、声を大きくすることがエスカレートして、cさんだったら車のウィンカーの音に反応して、jくんだったらCMのことを何度も言ったりしましたわ。iさんなんか3段階くらいありましたね。それは生活の幅が小さいからなんでしょうね。いろんな経験から社会的に価値のある行動をすることによって、また周りの人からうるさいと言われることによって自分で抑えるか、なんとなく雰囲気を感じる事ができたり（スタッフの）一声でおさえられるようになったり、自分でトイレに逃げ込むだとか別の方法を使うようになりましたね。でも自己コントロールがなかなか難しいのは変わっていない。」

このことから、〔スタッフがメンバーに注意して行為を制限する〕場合の「ぶつかりあい」は、メンバーが「社会的に価値のある行動」つまり生活の幅が広がるにつれて、質的に変化していると、メンバーの地域生活全体を鑑みてスタッフが捉えていることが分かる。質的な変化とはメンバーが、セルフコントロールをしたり、他者の注意を受け入れたり、不快な状況から逃れるための代替的な行動をしたりするようになったということである。

（2）スタッフがメンバーに物事をすすめる場合の「ぶつかりあい」

つぎに、図1の①→②→③→④のプロセスをたどる〔スタッフがメンバーに物事をすすめる〕場合の「ぶつかりあい」について事例を提示する。

（事例2）2002年2月21日

3台ならんでいる机の真ん中の席に座っていたiさんが、自分の前に置かれたみそ汁を手にもって、「いらん」と流し台に近い方のテーブルに置こうとした。Cさんは、「まあまあ飲んでください」とそのみそ汁をiさんのところに持っていった。「うおーうおー、いらん、いらん」と立ち上がり、iさんはみそ汁を返そうとした。

「地域で暮らす重度知的障害者と社会参加を支援する職員との『ぶつかりあい』」(古井)

Cさんは「まあまあ飲んでください」と言い、iさんの座っている場所にそれを戻した。叫びながらCさんの肩を両腕で押し、iさんは抵抗していた。Cさんは、冷静さをうしなわず、iさんをなだめるように「みそ汁飲んでください」と繰り返し返し言っていた。しばらくのあいだ、そのやりとりが続き、結局みそ汁を自分の机のところにもっていった。そのあとiさんはいっきにそれを飲み干した。

(下線部分は図1に至るまでの分析過程で注目した箇所である。)

この事例に見られる、拒絶する食べ物をメンバーに食べるようスタッフがすすめる場面は、すべてのメンバーとスタッフとの間で調査期間中ほぼ毎日見られた。ほとんどの場合、iさんのように「ぶつかりあい」にまでは至らなかった。メンバーが拒絶する食べ物を強くすすめる理由について、スタッフからの聞き取り結果を下記に要約して提示する。

好き嫌いの問題ではない。食べないということが問題ではない。ただ食べ物は、象徴的である。生活のこと、人のことを受け入れられることは、食べることができるということにつながる。生活のこと、人のことというのは、地域で暮らすために必要だと考えられる病院での治療、服薬、身体介助、散髪など多岐に渡るものである。

このようにB作業所では、スタッフが見過ごしていれば、また代わりに行なっていれば、何も起こらない場合であっても、日常における「ささいなこと」でメンバーに物事をすすめて「ぶつかりあい」をしていることがあった。このような「ぶつかりあい」をするということ「勝負する」とCさんは表現していた。この「勝負する」ということについてDさんは次のように答えた。

Dさん：「eさんはすねていると寝転んで動かないので引きずってでも動かしましたね。あらゆる人となりましたわ。(中略)そういう勝負はあらゆる人となりました。ほんとはしたくないけどしなければならぬ。jさんがバスで広告をはずしたり、(仕事の時間になって)テレビつけてもどうってことはないんですけど、自分のやりたいことをできないことがあるっていうことを知ってほしい。自分のやりたいことをやってはいけないという無念さを知って欲しい。本人にとっては理不尽なことなんでしょうけど。jさん、iさん、aさんの場合はパニックをとめないでしょうがないんですけど、eさんとはキャンプ場で外でおしっこをしてしまうのをトイレでするようにしましたわ。今はそんなに勝負しなくてもいいようになってきました。(事例2で提示したiさんと同様)gさんは偏食なんですけど、キャ

ンプのときに野菜を追いかけまわして後でもどす（吐く）の分かっているもしました。世界が広がる、受け入れられるようになってほしい。その場面だけを見ていただけなら分からないんですけど、世界を広げる、gさんの場合は受け入れられるようになってきました。公の施設では波風を立てたくないところが多いでしょ。彼の人生に関わりたい、豊かに暮らして欲しいと思うから勝負するんです。（中略）

B（作業所）にはいませんでしたけど手づかみで食べる人とレストランにはいけないでしょ。どうして親御さん、養護学校ではしなかったのかと思いますね。」

上記では、[スタッフがメンバーに物事をすすめる] 場合の「ぶつかりあい」は、「豊かに暮らしてほしい」といった[メンバーへの思い]から語られている。メンバーが生活の幅を広げるには、他者のすすめを受け入れることも必要な場合がある。また、スタッフ個々のメンバー各々との関わり方の経験とその場での状況判断、本人の地域生活全体に考慮して「ぶつかりあい」が行われていると考えられる⁵⁾。さらに、状況に応じて、「ぶつかりあい」をしてこなかった、親や教育機関、公の施設への批判をしていることが分かる。

V. まとめと考察

Aの会は、グループホーム設置に伴い、そこから自主的にガイドヘルパーの派遣を始めるといったことから、地域生活の継続だけにとどまらず、社会参加の理念が重視され、遂行されている。またAの会では、まず家庭や作業所といった限定された場から、生活の幅を広げるため、集団での旅行やキャンプなどの非日常的なイベントにメンバーが参加することから、グループホーム設立後、日常的に個々で地域に外出するというように、社会参加の内容も変化してきた。そして近年、権利擁護という観点から、知的障害者人権擁護協議会を発足するなど、その枠組みの構築には先駆性がある。さらに、グループホームを設立するきっかけとなった、作業所を拠点として社会参加を少しずつ達成することに伴うメンバーの変化は、スタッフにとって自己主張や意思表示と捉えられた。いっぽう親にとっては我が子への対処困難な状況として捉えられるといった、メンバーを取り巻く人たちの解釈や意味づけに違いがあった。「どんなことをしても地域で暮らす」といったAの会スタッ

アの共通認識は、社会参加の機会や経験を提供することに付随するリスクの側面をも引き受けた支援をAの会は目標としている。その支援の拠点は、家庭や作業所から、グループホームに移行している。また、Aの会の自立観からは、障害者の能力を重要視したり、親の存在を当然視したりする風潮があるなかで、メンバーと親だけではなく、スタッフやヘルパーなどとの関係性に着目した支援をAの会は展開している。B作業所におけるメンバーとスタッフとの「ぶつかりあい」も両者の支援関係のみならず、人と人との関係性から、実践の過程においてスタッフ側は捉えている。このようなAの会の活動の文脈のなかで、B作業所における「ぶつかりあい」の調査結果から判明したことを下記2点に整理した。

- ① [スタッフがメンバーに注意して行為を制限する] 場合の「ぶつかりあい」は、B作業所では集団で仕事をするという目的設定の場において、集団に属するメンバー個々に配慮したうえで、ある程度の秩序を維持する必要があることとしてなされている。その役割はスタッフ個々の判断によって行なわれている。「必要な支援はしなければならない」ということは、「ぶつかりあい」にならない状況にするということも含まれている。さらに、B作業所という限定された場だけの秩序維持のみではなく、Aの会の実践の文脈から、メンバーの生活の幅が広がることによって、注意して行動を制限するメンバーの行為やメンバーを注意するスタッフの行動にも質的な変化があったとスタッフは認識していた。
- ② [スタッフがメンバーに物事をすすめる] 場合の「ぶつかりあい」は、生活の幅の拡大に伴うメンバーのより豊かな地域生活への志向性を根拠としてなされている。「本人にとっては理不尽なこと」「ほんとはしたくないけどしなければならぬ」といったDさんの語りからは、メンバーに対して毅然としたスタッフの事例で示したような行動も、とまどいがありながらも、その志向性を根拠として状況に応じた感情のコントロールをしている。「今はそんなに勝負しなくてもいいようになってきました」ということから、「ぶつかりあい」は現在よりも過去の方がより頻繁に起こっていたことになる。さらに、親や教育機関、公の施設への批判から、「ぶつかりあい」を問題化する必要があるということが分かった。B作業所の物事をすすめ

る場合の「ぶつかりあい」は、メンバーひとりひとりの置かれている状況のなかで、個々の生活の幅を広げることに関連していると考えられていた。

①、②で整理した「ぶつかりあい」は、先駆性のある枠組みを構築してきた背景とは、一見対照的な活動の内実である。「ぶつかりあい」をすることによって、作業所のみならず、地域において混乱した状況に遭遇したとき、セルフコントロールをしたり、自らが引き起こす周りとのトラブルや問題状況に対して、メンバーが他者の介入（注意、すすめ）を受け入れたりすることにもつながり、スタッフはトラブルや問題状況を「おさめることができる」と考えられている。つまり、「ぶつかりあい」は、Aの会の活動当初からの「障害児・者の社会参加を積極的にすすめる」といった理念と深く関連していると考えられる。そして、Aの会の約20年に渡る実践の中において、その活動の理念「障害児・者の社会参加を積極的にすすめる」を実践していく際にメンバーとの「ぶつかりあい」を避けがたい現実として、メンバーの地域生活全体を鑑みてスタッフは「過渡的」に捉えていた。それゆえ、より豊かな地域生活への志向性から、現実に社会参加につながった実践の積み重ねを根拠として、地域を活動拠点とするB作業所では、メンバーをめぐるトラブルや問題状況に応じてスタッフが「ぶつかりあい」を行っている。

したがって、重度知的障害者の社会参加に向けての支援を実践するには、これまでの事例検討から、そのために必要不可欠な要素は次の2点である。ひとつは、限定された場を越えて、重度知的障害者が地域で色々な経験をする機会を増やすように、支援職員が目的を思案し、実行することである。もうひとつは、当然のことであるが、支援職員だけではなく、ヘルパーなど多くの他者が重度知的障害者に関わる必要があり、その体制を整えることである。そのことによって、重度知的障害者の生活の幅が広がり、選択肢が増えるといった側面もある。この側面が、社会参加の最も重要な意義である。

しかし同時に、はじめに暫定的に言及した重度知的障害者にとっては、とまどいや混乱を引き起こす側面、「理不尽なこと」もある。具体的には、重度知的障害者にとって「理不尽なこと」を次の4点として考える。第1に、生活の幅を広げるため、様々な活動をするよう支援職員にすすめられる。第2に、生活の幅が広がった重度知的障害者は、どんどん自分の欲求や要求を出すよ

うになる。しかし、支援職員の側から能力の限界や危険な面、健康面、また支援体制の限界などを考慮され、注意されてそれらを制限される。第3に、支援職員や支援者として関わってくる人の価値観や倫理観、規範意識などによる対応の違いに混乱する。第4に、それまでの経験が乏しいゆえに、また諸々の個別の理由があるゆえに、絶えず変化する状況に対応していくことが困難である。

これら4点のなかで、B作業所のスタッフが「ぶつかりあい」に対して、メンバーにとって「理不尽なこと」の一番大きな理由として考えることは、第4のことであり、筆者もそう強く思う。重度知的障害者は、社会参加をするなかで、「理不尽なこと」を経験することも増える。それは社会参加を支援する実践においては不可避のことであるゆえに、「ぶつかりあい」に発展するかどうかに関わらず、そのプロセスは生じる。また、「理不尽なこと」が不可避であれば、「ぶつかりあい」の2つのプロセスは、事柄を変えて繰り返され、不断に続くプロセスのなかで捉えられると考える。

先行研究にみられる限定された場での機能的なアプローチは、重度知的障害者にとって「理不尽なこと」を未然に防ぎ、トラブルや問題状況を軽減、減少させることを目的にしている。言い換えると、「理不尽なこと」は重度知的障害者にとって予測困難なことであり、限定された場でのさまざまな支援方法の枠組みによって、彼らと支援者が予測可能な状況にし、安定した秩序を維持することをその目的としている。もちろん、そのことは重要である。しかし、社会参加を支援するということは、限定された場での支援方法の枠組みを越えたものであり、予測困難な側面もあるゆえに「過渡的」であり、そのひとつのアプローチとして「ぶつかりあい」を仮説的に位置付けることができると思う。

ゆえに本研究の結論は、筆者が実施した調査結果から、Aの会のB作業所における「ぶつかりあい」を、トラブルや問題状況に対するひとつのアプローチとしてのみならず、社会参加を支援するアプローチのひとつであるという仮説を提示したことである。

ただ、スタッフは、Aの会の実践の文脈から、メンバーが生活の幅を広げるにつれて、「ぶつかりあい」が減少し、質的に変化していると言う。しかし、

メンバーにとって「ぶつかりあい」が「理不尽なこと」に変わりはない。B作業所での「ぶつかりあい」におけるメンバーの〔感情爆発・負の感情表出〕は筆者にとって非常にインパクトがあり、フィールドワーク当初、その頻度は多いと感じた。それは、本稿ではAの会の実践の文脈に焦点を当て、調査結果を提示したが、作業所といった限定された空間のみに注目し直すと、11名のメンバーに対してスタッフが3名といった人員配置といった制度的要素、仕事中心のプログラムなども、注意して行為を制限する場合の「ぶつかりあい」の要因として考えられるためである。いっぽう、物事をすすめる場合の「ぶつかりあい」においても、重度知的障害者にすすめる物事そのものが、彼らの生活の幅を広げることやより豊かに地域で暮らすことに関連があるのかどうか、どのように捉えていくのかを、既存の支援方法の理念や枠組みなどと比較し、検討する必要があるためである。

重度知的障害者に対する支援では、ノンバーバルであるという理由で、支援者の思い込みによる押し付けがなされ、彼らの希望や願い、ニーズが反映されていないのではないかとといったことが実践及び研究において頻繁に議論される。本研究で説明枠組みを提示した「ぶつかりあい」は、何もB作業所に限ったことではないため、そのような議論の延長上として批判的に捉えられるかもしれない。それは、「ぶつかりあい」をするスタッフの判断の基準が問われるためであると考えられる。スタッフによる会議の記録では、メンバー個々の〔感情爆発・負の感情表出〕などの原因や行動パターンの分析を行ったうえでの支援戦略が記載されていた。なお、会議の記録におけるスタッフによる分析や支援戦略、及び筆者のフィールドノートから抽出したスタッフの支援戦略は、行動分析的視点をもつ既存の支援方法の枠組みと共通することを筆者は考察している（古井 2004:43-60）。そこには、「ぶつかりあい」をする際のメンバー個々に対するスタッフのアプローチに関する言及もみられる。このことから、「ぶつかりあい」をするスタッフの判断には、スタッフの共通理解が影響していることが分かる。いっぽう、スタッフが「煮詰まっている」場合や余裕のない場合に、「ぶつかりあい」が起きていると他のスタッフが判断したときには、その判断をしたスタッフが間に入って止めるということもある。したがって、「ぶつかりあい」をするスタッフの判断は、あいま

「地域で暮らす重度知的障害者と社会参加を支援する職員との『ぶつかりあい』」(古井)

いであるとも考えられ、またスタッフ個々によって柔軟な対応がなされているとも考えられるため、本研究でその基準を提示することはできない。しかしながら、より豊かな地域生活への志向性に基づいたAの会の社会参加に向けての実践の積み重ねによる実績と「ぶつかりあい」を意識的に行っているゆえに聞き取ることができたスタッフの解釈や意味づけを、参与観察の結果をもとに提示したことに本研究の意義があると考えられる。つまり、本研究から他の実践現場に唯一いえることは、個々の実践の文脈のなかで、「ぶつかりあい」を意識的に行っているかどうかということにとどまらざるをえないと考える。

VI. 今後の課題

今後は、Aの会のグループホームのスタッフ、ガイドヘルパーとメンバーとの「ぶつかりあい」についても検討する。そのことにより、重度知的障害者に対して「ぶつかりあい」をするスタッフの価値規範を伴う行為の前提、目的、範囲、場所、アプローチについて、既存の支援方法の理念や枠組みと比較、検討する。さらに、「ぶつかりあい」が重度知的障害者の社会参加を支援する他の実践現場において共有化されるのかどうかについて考察することを課題としたい。

筆者は、重度知的障害者がどのように地域で暮らしているのかに接近するため、現在もAの会でのフィールドワークを継続して行っている。知的障害者の支援方法の理念や枠組みだけではなく、社会福祉における他領域での援助方法においても、あるアプローチをした際に、その効果の有無や一般化可能な知見を明確にすることが求められる。しかし、筆者の参与観察から、支援者による「ぶつかりあい」の解釈や意味づけに焦点を当てるとき、また筆者とメンバーとの「ぶつかりあい」を筆者自身が振り返ったとき、メンバーにとって「理不尽なこと」であると考えたと積然としないものがあり、明確にすることに戸惑いがある。それゆえ、上記の課題に取り組む際は、実践の文脈における「ぶつかりあい」の効果の有無のみならず、それでも積然としないものを記述し、仮説的に問題化することも重要課題であると考えられる。

注

- 1) 知的障害については、知的障害者福祉法をはじめ定義が明確化されていないゆえに、重度知的障害者の言及は、蒲生（2000:60-67）を参照して整理した。
- 2) 重度知的障害者の問題行動に対する援助方法に焦点を当てた近年の先行研究に関する整理については古井（2004:43-60）を参照してほしい。
- 3) フィールドにエントリーした目的は、後述する先駆的なAの会の組織形成の過程や活動について、活動当初から関わっているB作業所のスタッフに聞き取りを行い、研究することであった。ゆえに、フィールドワーク当初はそのことを実施した。そして次第に、B作業所での「ぶつかりあい」に筆者はインパクトを受け、「ぶつかりあい」場面の焦点観察とスタッフへの聞き取りを行うこともフィールドワークの目的に加えることにした。
- 4) メンバーの親の発言は、Aの会が公式に作成している文書から引用したものである。
- 5) 本稿で提示した事例の他に、eさんの地域生活でのストレスを発散させるために物事をすすめる「ぶつかりあい」を作業所で意図的にEさんが行っている場面に筆者は遭遇したことがある。この事例の詳細と若干の考察については、古井（2004:21-38）を参照してほしい。

文献

- Carr, E.G., Len Levin, Gene McConnachie, Jane I. Carlson, Duane C. Kemp, Christopher E. Smith and Dalene Magito Mclaughlin (1999) "Comprehensive Multisituational Intervention for Problem Behavior in the Community—Long-Term Maintenance and Social Validation", *JOURNAL of Positive Behavior Interventions*, vol.1, No1, 5-25.
- Emerson, Robert, Linda Shaw and Rachel Fretz (1995) *Writing ethnographic fieldnotes*, University of Chicago Press. (=1998, 佐藤郁哉・好井裕明・山田富秋訳『方法としてのフィールドノート——現地取材から物語作成まで』新曜社。)
- 古井克憲（2004）「重度の知的障害のある人をめぐる問題状況についての一考察——問題行動に対する援助方法に焦点を当てて」『社会問題研究』53, 43-60.
- 古井克憲（2004）「重度知的障害者に対する支援の内実を調査・研究する際の諸課題——私のフィールドワークの経験から」『社会問題研究』54, 21-38.

「地域で暮らす重度知的障害者と社会参加を支援する職員との『ぶつかりあい』」 (古井)

蒲生俊宏 (2000) 「障害の重い人たちの支援——第1回その概念化のあゆみ」『AIGO』42 (5) ,60-65.

平澤紀子, 藤原義博 (2000) 「小規模作業所における知的障害者の問題行動に対する Positive Behavioral Support——相談援助の効果と指導員による機能的アセスメントの実施との関連」『上越教育大学障害児教育実践センター紀要』6, 9-18.

平澤紀子, 小江嘉孝, 持田智枝, 海出剛, 香川真理 (2001) 「なぜ、そのような行動をとらざるをえないのか」『AIGO』, 日本知的障害者福祉協会, 48 (2) , 529, 46-52.

石井哲夫 (2002) 「強度行動障害援助論」『戸山サンライズ』192, 2-7.

Jones, Edwin, Jonathan Perry, Kathy Lowe, et al. (1996) Active Support——A Handbook for Planning Daily Activities and Support Arrangements for People with Learning Disabilities. (= 2003, 中野敏子監訳・編『参加から始める知的障害のある人の暮らし——支援を高めるアクティブサポート』相川書房.)

木下康仁 (1999) 『グラウンデッド・セオリー・アプローチ——質的実証研究の再生』弘文堂.

小林恵一 (1997) 「知的障害者の『問題行動』に対する障害者福祉施設処遇の現状と課題」『東洋大学児童相談研究』16, 71-84.

三毛美予子 (2002) 「ソーシャルワークの調査方法としてのグラウンデッド・セオリー・アプローチ」『ソーシャルワーク研究』27 (4) , 276-285.

箕浦康子 (1999) 「フィールドワークと解釈的アプローチ」箕浦康子編著『フィールドワークの技法と実際——マイクロエスノグラフィー入門』ミネルヴァ書房, 2-20.

望月昭 (2001) 「『障害』と行動分析学:『医学モデル』でも『社会モデル』でもなく」『立命館人間科学研究』2, 11-19.

中野敏子 (1996) 「障害者の現状と障害者福祉の課題」定藤丈弘・佐藤久夫・北野誠一編『現代の障害者福祉』有斐閣, 141-163.

中野敏子 (2002) 「知的障害者福祉と障害定義の課題——社会モデルの接点からの考察」『明治学院論叢社会学・社会福祉学研究』112, 33-61.

窄山太 (1996) 「知的障害児者の問題行動へのアプローチに関する考察」『ソーシャルワーク研究』22 (3) , 54-59.

佐藤郁哉 (1992) 『フィールドワーク——書を持って街へ出よう』新曜社.

白井浩司（2003）「強度行動障害者への支援を通じた一考察——地域生活移行のための試み」『社会福祉士』10, 145-149.